

基準 3	経営・管理と財務
基準項目	3-1 経営の規律と誠実性
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-1 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明 学校法人睦学園（以下、「本学園」という。）は、建学の精神である「和」に基づき、その使命を達成するために、「理事会」を最高意思決定機関、「評議員会」を諮問機関として位置付け、「学校法人睦学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）、「理事会業務委任規則」、「学校法人睦学園組織規則」、及びそれに基づく関連規程により事業を執行している。 組織倫理については、「就業規則（加古川団地）」において服務規律を明確にし、「学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則」、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」、「公益通報等に関する規則」等を定め、適切な運営を行なっている。</p> <p>3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力 本学園の使命、目的を達成するため、理事会のもとに「拡大常任理事会」（月 1 回定例開催）を設置し、設置校の業務運営に関する事項について連絡調整を行ない、設置校間の業務の統一的な遂行を図っている。 また、本学園は「建学の精神」に基づき、基本目標を『地域に愛される学園』、『質を重視する学園』と定め、その実現へ向けた具体的方策として、財政健全化に向けた「第 8 次財政中期計画」や、教育、研究、社会貢献等を軸にした「第 2 次中期計画」策定し、これらの中期計画に基づき、確実な業務の遂行と努力を継続している。</p> <p>3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守 前述の寄附行為第 3 条のほか「就業規則（加古川団地）第 3 条」にも「職員は、教育基本法及び学校教育法に従うとともに、「建学の精神」に基づく学園の教育目的を尊重しなければならない」、「職員は、この規則及びその他の大学内の諸期則を守り、誠実にその職務を遂行しなければならない」と定めている。本学園の運営について「監事監査規則」に基づき、監事による「業務監査」や「会計監査」を定期的実施し管理運営の自己点検機能の強化を図り、ガバナンスの機能性を保っている。また、大学の設置、運営に関連する学校教育法、私立学校法、大学設置基準、短期大学設置基準等の関係法令の遵守はもとよりそれらが改正された場合も速やかに対応し、法令の遵守に努めている。</p>

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、本学は、開学当時から周辺自然環境と調和したキャンパス作りに努めており、とりわけ校地には緑葉樹を多く育成し、自ずと周辺地域における二酸化炭素削減にも資している。

また、従来からの取組みに加え、東日本大震災を契機に、大幅な消費電力の削減をめざし一層の省エネルギー対策（クールビズの実施等による夏期の電力削減対策等）に取り組んでいる。

人権への配慮については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程」を制定し、同委員会によって毎年活動方針を策定し、人権教育の活動方針を策定している。

また、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、同規程により、「ハラスメント防止対策委員会」を設置している。同委員会では、全教職員（派遣職員等含む）に配付する小冊子「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を作成し、教職員及び学生に各種ハラスメントの防止並びに問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を周知し、教職員及び学生の教育研究、就業及び学習の公正で安全な機会及び権利の保障に努めている。

安全への配慮については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程」に基づき、本学及び本学の周辺、また本学の構成員の身の上において、緊急に対処すべき危機事象が発生した場合には、学長は、危機対策本部を設置し、その対応にあたることになっている。

さらに「危機管理ガイドライン」に基づき、危機管理対策本部の役割や危機事象事例とその担当部署を明確にし、危機事象発生の場合の対応に備え、連絡網や責任者を明確にしている。

火災、地震等の災害については、「兵庫大学等防災管理規程」により、防火管理者、防災責任者、火元責任者を置き、その災害に備えている。

また、火災発生時の対応訓練として、毎年、教職員や学生を対象に加古川市消防署の協力のもと防災訓練を実施している。

さらに、もし災害が起こった時に各個人が取るべき行動を確認し、その災害でパニックにならないよう、また各個人の日頃からの防災に関する意識を高めていく目的で、持ち歩きができるポケット版の「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生及び全教職員に配付している。

その他、学内の警備体制は、守衛を常時2名以上配置し、365日、24時間管理体制を確立させている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報は、学校教育法施行規則で定められたとおり、教育情報の9項目について「大学ウェブサイト」において教育・研究及び学生支援関係の情報を公開している。

財務情報は、毎年学園の広報紙「別冊あおぞら」で事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等を公表するとともに、学園のホームページ上においても毎年、経年度分を含め同様に公開している。

財務書類の閲覧に関しては、「学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則」を制定し適切な開示に努めている。

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>学校教育法、私立学校法、大学設置基準、短期大学設置基準等をはじめとする設置、運営に関する法令を遵守し、経営の規律と誠実性は継続的に維持できている。安全への配慮については将来予想される大規模地震や台風等の自然災害、失火、停電、新型コロナウイルス感染や学生事故にまで多岐に至ることから、これらの危機管理体制の実効性を検証するとともに地域との連携協力を視野に入れた広域的な危機管理体制の構築へ向けさらに努力していく。教育情報、財務情報の公表については、短期大学の公共性という観点から、より理解しやすいように工夫を加え公開内容を深化させるとともに、積極的な公表を推進していく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>学校法人睦学園寄附行為 理事会業務委任規則 学校法人睦学園組織規則 主な関連規程の整備状況 就業規則（加古川団地） 学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則 個人番号及び特定個人情報取扱規則 学校法人睦学園公益通報等に関する規則 拡大常任理事会に関する申し合わせ 拡大常任理事会構成員 就業規則（加古川団地） 兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程 兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程 ハラスメントの防止等に関するガイドライン 兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程 危機管理ガイドライン 兵庫大学等防災管理規程 大地震対応マニュアル（ポケット版） 学校法人睦学園ウェブサイト「情報公表」 http://www.mutsumi-gakuen.ac.jp/org/report.html 睦学園ニュース 別冊あおぞら 学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則</p>

基準項目	3-2 理事会の機能
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-2 満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性</p> <p>本学園は、寄附行為第 17 条において明確に理事会を最高意思決定機関として位置づけている。理事会は、「理事会会議規則」、「理事会業務委任規則」に則り、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議することとし、定例の 5 月及び 3 月に加え必要に応じて年間 5、6 回開催し、適切かつ円滑に運営している。現在、理事は 12 人（大学長 1 人、大学の他設置校の長 2 人、評議員からの選任者 2 人、学識経験者 4 人、法人職員 3 人）の構成で寄附行為に基づき、適正に選任されている。</p> <p>この他に理事会の諮問機関として「学園協議会」を備え、学園運営の諸課題について審議・立案等を適宜行なっている。</p> <p>管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画調整等を行なっている。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>平成 17 (2005) 年 4 月の私立学校法改正に伴い、管理運営体制の改善・強化に努めてきた。今後も急速に変化する社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行なうため、意思決定機関として理事会機能を充実させるとともに、監事機能を十分に稼働させることで法人経営の充実を図る。</p> <p>さらに、「建学の精神」に照らしつつ、本学園の基本目標である『地域に愛される学園』、『質を重視する学園』を確固たるものにするため、経営と教学の一体感を醸成する体制を整備していく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>学校法人睦学園寄附行為</p> <p>理事会会議規則</p> <p>理事会業務委任規則</p> <p>学校法人睦学園常任理事会会議規則</p> <p>拡大常任理事会に関する申し合わせ</p> <p>学校法人睦学園協議会規則</p> <p>学校法人睦学園法人事務局事務組織規定</p> <p>学校法人事務局事務分掌規定（第 2 号）</p>

基準項目	3-3 大学（短期大学）の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-3 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-3-① 大学（短期大学）の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性</p> <p>本学の運営に関しては、「組織規程」において、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを明確にしている。本学内での最高審議機関として「大学運営会議」（学長、副学長、学長補佐（事務局長兼務）、学部長等、学科長、事務部署の部長、附置機関の長等で構成）を置き、「兵庫大学等大学運営会議規程」において、その権限、審議事項等を明確に定めて、原則毎月 2 回定例開催し、本学の基本的事項を審議している。大学運営会議は、各学部長及び各学科長も構成員であることから、教授会、学科会議との意思疎通も適切に図られている。</p> <p>「兵庫大学学則」、「兵庫大学短期大学部学則」及び「兵庫大学教授会規則」、「兵庫大学短期大学部教授会規則」において、学長は、教授会に意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項を次のとおり定め、適切に周知を図っている。</p> <p>①学生の入学、卒業 ②学位の授与 ③教育課程の編成 ④教員の教育研究業績の審査 ⑤そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <hr/> <p>3-3-② 大学（短期大学）の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮</p> <p>理事会は、「理事会業務委任規則」及び「理事会業務委任規則に関する申し合わせ」に基づき本学の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任している。</p> <p>学長は、大学運営会議において議長を担い本学の審議事項のとりまとめを行なうと同時に、常任理事として必要に応じて理事会に本学での決定事項を提案し、理事会としての審議決定を受けている。</p> <p>学長の下には副学長（教育担当、研究・社会連携担当）2 人と学長補佐 1 人を置き、それぞれの職務の範囲内において機動的に学長を支援・補佐する体制を敷いている。</p> <p>また、本学の業務全般に係る基本的事項については、「業務推進検討会議」（学長、副学長、事務局長、学長室長、教学部長・同事務部長で構成）を毎週 1 回定例開催し、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として機能している。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップが発揮できる組織体制の整備・構築は整ったが、現状の運営を継続するだけでなく、社会の変化のスピードに適切に対応できる意思決定機能へと改善・向上を図っていく。</p>

根拠となる資料 (エビデンス)	兵庫大学組織運営規程
	兵庫大学短期大学部組織運営規程
	兵庫大学等大学運営会議規程
	兵庫大学学則
	兵庫大学教授会規則
	兵庫大学短期大学部学則
	兵庫大学短期大学部教授会規則
	理事会業務委任規則
	理事会業務委任規則に関する申し合わせ
	業務推進検討会議の設置に関する内規

基準項目	3-4 コミュニケーションとガバナンス
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-4 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに 各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化</p> <p>本学園全体の日常業務の連絡調整及び決定は、月例開催の「拡大常任理事会」で行なっている。また、この場において、学園方針の周知徹底を図るとともに本学における個別の問題についても協議を行なっている。</p> <p>前述の評議員会構成員の 6 人は本学の最高審議機関の大学運営会議の構成員でもあり、結果、「理事会」及び「評議員会」は本学内の管理部門と教学部門の責任者が構成員として参画することで、共通に学園の現状を把握、理解するとともに、諸問題の分析や将来に向けての計画について検討協議を行なっている。</p> <p>理事長と教学部門の統督者である学長とが個別に教学面及び管理運営面の諸課題について意見交換する「月例懇話会」(副学長、法人事務局長、事務局長含む。)を月 1 回定例開催しており、機動的かつ適切な連絡調整が行なえる機会として、法人及び本学間の意思疎通と連携強化の面を補完している。</p> <hr/> <p>3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによる ガバナンスの機能性</p> <p>本学園の管理運営機関では、議決機関としての「理事会」、日常業務等の協議・決定機関としての「拡大常任理事会」、諮問機関としての「評議員会」、監査機関としての「監事」を設置し、ともにそれぞれの位置付けを明確にし、役割を果たすことで意思決定過程における適切性及び円滑化を図っている。</p> <p>監事の 2 人(公認会計士と弁護士)は、寄附行為第 7 条の定めにより適正に選任され、理事会・評議員会に毎回出席し、学校法人の業務や財産の状況について適宜意見を述べるとともに、公認会計士との連携による会計監査、本学を始めとする設置校に対する業務監査等を行ない、毎年度「監査報告書」及び「業務監査報告書」を作成して理事会及び評議員会に提出している。さらに、監事による業務監査報告書は大学運営会議において示し活用することで、本学における業務改善機能の一端を担っている。</p> <hr/> <p>3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営</p> <p>本学園における学校法人業務の最高意思決定機関としての「理事会」、さらに本学における本学業務の最高審議機関としての「大学運営会議」を設置し、これらは、責任と権限を明確にして法人運営と教学運営の機能分担・相互の連携を率先して図っている。</p> <p>教育研究に関する運営は、「学部教授会」(大学院にあっては「研究科委員会」)、「学科長会議」、「学科会議」、「各種委員会」が適切に機能することで行なっている。事務運営における本学方針の周知と連絡調整は、毎月 1 回、事務局長が議長となり、全課長出席のもとで「課長連絡会議」を開催し情報共有化を図っている。「各種委員会」には、教員と職員がそれぞれ適性に依りて構成員として参画しており、本学全体の運営に関して有機的に機能している。各種委員会をはじめとして、各会議体の構成員からの情報や提案も議事録等を通じて理事長や学長に的確かつ円滑に届く仕組みが整っており、本学の運営に活かしている。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>今後についても学園として、また、本学として高等教育を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるよう機能的、斬新的かつ効率的な意思決定を図っていくために、法人部門と大学部門の連携を強め、経営と教学が一体となった運営に努めていく。</p> <p>また、この過程においては、学園運営の展望に立った多岐に亘る諸課題への審議・企画・立案が必要であり、その一環として、学園の次世代教職員で構成する「学園協議会」等、理事会の諮問機関機能のさらなる充実等も図っていく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>月例懇話会に関する申し合わせ</p> <p>学校法人睦学園監事監査規則</p> <p>業務監査報告書</p> <p>兵庫大学・兵庫大学短期大学部課長連絡会議規程</p>

基準項目	3-5 業務執行体制の機能性
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-5 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保</p> <p>事務組織については、「組織規程」により、組織及びその運営に関して必要な事項を定め、本学の業務の統一かつ能率的な遂行を図っている。また、「事務分掌規程」により、事務の能率的な遂行のために必要な事務分掌を定めている。</p> <p>事務組織に属する職員数は、専任職員 62 人、契約職員等 10 人、派遣職員 11 人である。</p> <p>なお、職員は兵庫大学、兵庫大学短期大学部の事務を兼務しており、全体の業務を効果的に執行している。</p> <p>また、専門的な警備・清掃・食堂・購買・学生寮・スクールバス運行の業務については、外部の専門業者に業務委託し、管理課及び学生支援課がそれぞれの業務遂行状況や業務内容の点検などを行ない、配置している。</p> <p>職員は経営・教学組織へも参画している。本学の最高審議機関である大学運営会議には、事務局長及び事務部署の各部長（学長室長、教学部事務部長）が構成員となっている。</p> <p>また、教授会については、教務課が事務を担当し、運営をサポートしている。</p> <hr/> <p>3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性</p> <p>本学の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務執行における体制は 3-3-②で、事務的な業務執行における体制は 3-4-③で述べたとおりである。</p> <p>なお、職員の業務については、上長がその執行を管理しており、最終的には、法人事務局長及び大学事務局長が執行を管理している。</p> <p>また、「学校法人睦学園稟議規則」及び「稟議に関する申し合わせ」により、理事長の専決事項や学長の専決事項について定め、管理運営能率の向上を図るとともに、学長の専決事項については権限委譲による専決者を定め、業務執行の機能性を図っている。</p> <hr/> <p>3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意</p> <p>職員の資質・能力向上の機会については、平成 18（2006）年から人事考課制度「HMBO（Hyogo university Management By Objectives and Self-control）」を導入している。</p> <p>この「HMBO」の内容は、全職員に対して人事考課基準、職位のあり方、処遇システムなどを公表し透明性をはかり、考課結果の処遇への反映については、夏季及び冬季賞与にプラス処遇または、マイナス処遇の形で反映させている。</p> <p>また、年（夏季）に 1 回、2 日間にわたり、職員全体で研修会を実施している。この全体研修会では、職員の資質向上を目的に実施するが、一方、職員相互の親睦を図る目的で、レクリエーションや懇親会なども盛り込んだ内容で実施している。この全体研修会ではテーマを毎年定め、外部講師による講演、班別討議と発表等の内容で実施している。</p>

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>本学職員は、本学の管理運営、教員の教育研究活動の支援など重要な役割を担っており、私立大学を取り巻く環境、特に大学経営をめぐる問題が高度化・複雑化する中、本学においても職員の職能開発（SD）は重要な課題である。教員と職員との協働関係を強化するためにも、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営などさまざまな面で活躍できる職員を養成するため、引き続き、各種研修や大学院への修学派遣を積極的に行なっていく。また、職員のメンタルヘルス対策や若手職員の育成などの観点から、課長を始めとした管理職の資質・能力をさらに向上させる必要があり、「管理職研修」も内容を充実させながら実施していく。</p> <p>一方、限られた人材の中、大学改革のための中期計画の実行や地域とのさらなる連携強化、建学の精神の具現化などを進めていく必要があることから、今後も事務処理の効率化、定型的なルーティン業務のアウトソーシング化、雇用の多様化（派遣職員等）を図り、さらに効率的な事務組織を編成していく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>兵庫大学組織規程</p> <p>兵庫大学短期大学部組織規程</p> <p>兵庫大学事務分掌規程</p> <p>兵庫大学短期大学部事務分掌規程</p> <p>兵庫大学・兵庫大学短期大学部事務体制について (平成29年5月1日現在)</p> <p>平成29年度各種委員会等一覧</p> <p>学校法人睦学園稟議規則</p> <p>稟議に関する申し合わせ</p> <p>事務職員の採用等に関する任用規程</p> <p>[HMBO (Hyogo university Management By Objectives and Self-control) (兵庫大学人事考課制度)]</p> <p>平成29年度事務職員研修</p> <p>平成29年度管理職研修</p>

基準項目	3-6 財務基盤と収支
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-6 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 平成 26 (2014) 年度に前身の「第 7 次財政中期計画」の財政運営の基本方針の継続を前提に、平成 27 (2015) 年度から本格化する耐震改修工事、新学部設置、学校教育法等改正に伴うガバナンス改革、その他種々の教学改革や募集強化等の諸課題に取組み、学園の経営基盤強化に重点を置いた「第 8 次財政中期計画 (平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度) (以下、「財政中計」という。)」を策定した。 「財政中計」は、「期間中の各年度における基本金組入前収支差額の黒字確保」と「人事構成・適正人員等を見直し、平成 31 (2019) 年度人件費比率 50%台の達成」を基本方針としており、設置校はこの財政中計の基本方針に基づき、毎年度の予算を編成し、実行している。</p> <p>3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 本学では、財政中計を基本として、年度ごとの事業計画の下、年度予算を編成している。 財政中計の最終年度 (平成 31 (2019) 年度) の人件費比率の目標達成に向けて、学生募集の強化による学生納付金の確保、「教員定数・職員定数のガイドライン」の設定による人件費の抑制及び経費の大幅な見直しを平成 27 (2015) 年に図った。 現行、直接学生の安全確保に直結する耐震補強工事や将来に備えて教育環境の整備に必要である大型投資事業を推進しているため、このことに伴う支出は継続しているものの、一方では、収入増加策として、学生募集の強化による学生確保は勿論のこと、「エクステンション・カレッジ」による講座収入及び科研費等外部資金の獲得を、抑制策としては「教員定数・職員定数のガイドライン」の徹底、経費圧縮を図り、安定した財務基盤の確立をめざしていく。</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>安定した財務基盤の確立については、今後も入学定員充足が必須となる。</p> <p>一方、人件費については「教員定数・職員定数のガイドライン」を機軸に教職員の採用を進めていくことで、人件費を抑制していく。また、経費においては、費用対効果を最大限に考慮した予算編成を行ない、厳正な予算執行管理を実施していく。</p>
根拠となる資料 (エビデンス)	<p>第 7 次財政中期計画 (平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>第 8 次財政中期計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)</p> <p>教員定数・職員定数のガイドライン</p> <p>・資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表 (平成 27 年度～平成 29 年度)</p> <p>・資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(平成 29 年度)</p> <p>財産目録 (平成 29 年度)</p>

基準項目	3-7 会計
評価結果 (自己判定)	基準項目 3-7 を満たしている。
判定理由 (事実の説明)	<p>3-7-① 会計処理の適正な実施</p> <p>本学では、教育研究活動の具体的計画について、学校法人会計基準に基づく形態科目別の予算編成の原則のもと、経費を中心とした業務計画別の予算編成を採用している。業務計画の内容、期待される効果、新規業務についてはその取組状況、成果などを記載し、業務計画別に予算額を把握することができる仕組みとなっている。</p> <p>予算執行についても業務計画毎に予算管理をしており、予算の適正な運用を図っている。本学の予算は、本学園の「財政中計」に基づき単年度予算編成を行なっている。毎年度の予算編成は、まず、設置校の財務担当者と法人事務局の財務担当で原案を策定し、法人事務局で協議の後、予算年度の前年 12 月に「拡大常任理事会」の審議を経て、1 月に開催される「理事会」で学園の予算編成方針を審議決定する。その予算編成方針に基づいて、本学の予算編成方針を「大学運営会議」において審議し、学長が決定する。その後、本学の予算編成方針に基づき各部署から予算要求の提出があり、学長、副学長、事務局長、経理課長と各関係部署による個別ヒアリングの後、大学運営会議において予算査定を行なう。単年度予算編成は、各部署における「教育研究の充実」策を綿密に策定するとともに、それに要する財源確保に係わる基本方針を定めるものであり、重点項目については重要度や緊急度に照らし、教学計画全体の中で重点項目をどのように盛り込んでいくかなど、具体的に検討している。</p> <p>最終的には法人事務局において、設置校の予算をとりまとめ、事業計画案とともに「評議員会」の意見を聞いて、「理事会」に諮り審議決定している。</p> <p>予算決定後は、各部署の所属長宛に業務計画毎の予算額を学長名で通知している。各部署は所掌の予算について速やかに実行計画を作成し、効率的で効果的な予算執行をするよう努めている。</p> <p>また、当該年度予算については、前年度に確定した決算数値に基づく補正予算を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定している。さらに、当該年度内に変更・追加のあった事業で大幅に予算を超過する場合についても、適宜、補正予算を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定している。</p> <p>予算執行に係る経理については「稟議規則」、「経理規則」、「固定資産及び物品管理規則」、「資産の運用に関する取扱規則」などの諸規程を整備しており、これらに則った会計処理が行なわれ、最終的には、経理課において諸活動の内容、証憑書類のチェックを行ない、学校法人会計基準に基づく正確な会計処理を行なっている。</p> <p>会計年度終了後は、2ヶ月以内に決算（案）を作成し、公認会計士による監査及び監事による監査を受け、理事会で審議決定した後、評議員会に報告している。</p>

	<p>3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施</p> <p>本学では、公認会計士(監査法人)による会計監査と監事による「会計監査」及び「業務監査」を行なっている。年度当初には、公認会計士による「理事者とのディスカッション」において、監事と理事者及び設置校等の経理担当責任者が年度の会計監査計画等の打ち合わせを行なっている。会計監査は年間を通し、各取引の内容、会計帳簿書類及び決算書類の監査を受けている。また、内部統制の整備運用有効性を検証する手続きとして、諸規程の整備状況、専決決裁権限による上位者承認の実施状況などのチェックを受けている。</p> <p>一方、監事監査は、2人の監事(非常勤)により、「財産の状況に関する監査」はもとより、私立学校法に基づいて、「業務監査」を年に2回設置校毎に実施し、それぞれの組織の経営・教育運営状況等を監査している。また、監事は理事会、評議員会にも毎回出席し、法人の業務や財産の状況について意見を述べるとともに、設置校の経営・教育運営状況についても、理事会及び評議員会で監査報告を行なっている。</p> <p>また、決算が終了した後、公認会計士、監事、理事者及び設置校の財務担当者による「監査結果説明会」を開催している。</p>
<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>予算執行管理については、本学の各部署から毎年度10月頃に上半期の執行状況及び下半期の執行見込額の間接報告があり、更に2月には最終の執行状況の報告により、効率的及び適正な予算執行が実行されているかを検証している。</p> <p>また、会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備については、引き続き、公認会計士の会計監査及び監事による業務監査及び会計監査の実施はもとより、職員の会計知識の向上、設置校間の連携を深めていくことにより適正な会計処理を実施していく。</p>
<p>根拠となる資料 (エビデンス)</p>	<p>平成29年度収支予算書(学園・大学)</p> <p>学校法人睦学園稟議規則</p> <p>学校法人睦学園経理規則</p> <p>学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則</p> <p>学校法人睦学園資産の運用に関する取扱規則</p> <p>監査報告書(監事、公認会計士)</p> <p>監査結果説明書</p>
<p>基準3の 自己評価</p>	<p>本学園は、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「短期大学設置基準」、「私立学校振興助成法」、「学校法人会計基準」等の関係法令の遵守を明確に定め、財政及び本学運営の中期計画や基本方針に沿って、単年度ごとの事業計画を立案し、将来目標に向け着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。これらの計画等を達成するため適切に業務執行が行なわれているかをチェックするため、本学の管理運営機関が機能することで、適正なガバナンス維持に努めている。</p> <p>職員の能力開発については、夏季の職員研修会をはじめ、外部研修にも積極的に参加し、実践的スキルを身に付け、能力・資質の向上を図っている。会計処理は、学校法人会計基準に従い、監査法人のチェックのもと適正かつ厳正に実施している。</p> <p>以上のことから、基準3を満たしていると自己評価する。</p>